

会報

贈呈

’88

第103号

〔座談会〕 最高裁総務局・人事局各課長、参事官を囲む 2

書記官の将来像—検察官の立場から 13

寄与分を定める調停事件における調停条項作成上の留意事項 28

供述調書作成の技術 33

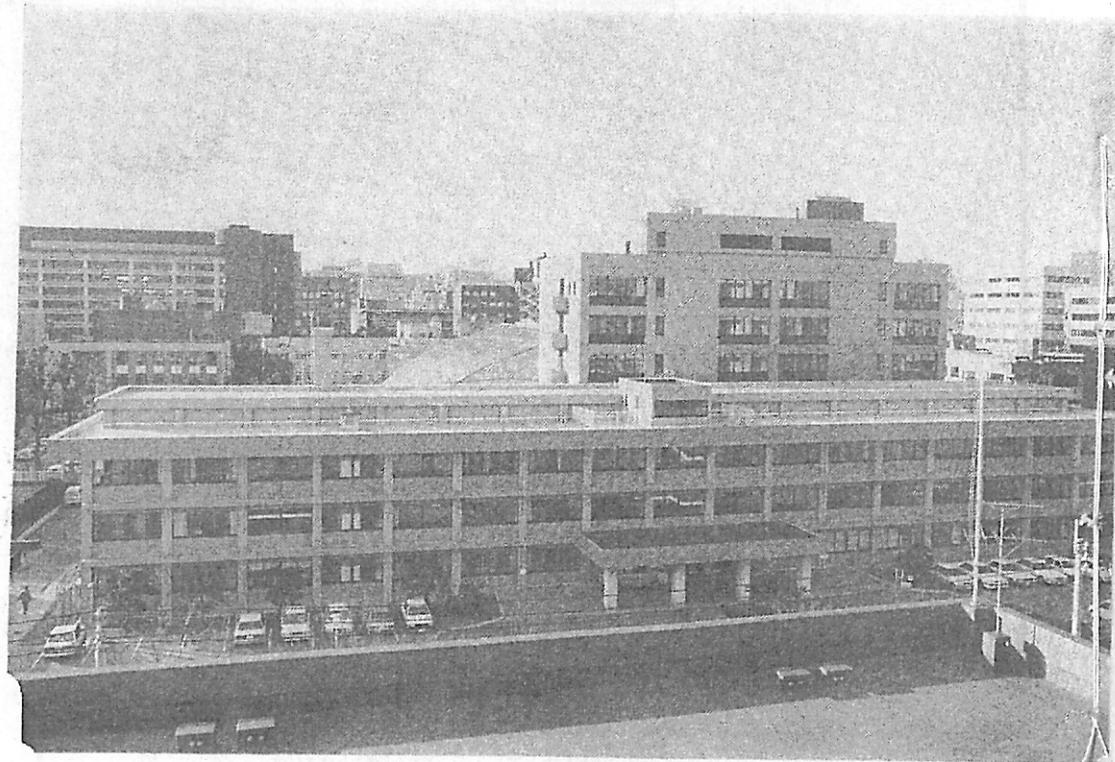
行政訴訟における執行停止手続メモ 65

拘束命令と制裁裁判に関する書記官実務 79

いくつかの実例による、戸籍先例の見方、調べ方、考え方について 99

〔講演〕 保全処分について 106

訴因と公訴事実に関する最近の裁判例の動向 124



大分地・家裁合同庁舎

全国裁判所書記官協議会

全国書協会報〔季刊〕第103号

目 次

〔巻頭言〕	1
〔座談会〕	
最高裁総務局・人事局各課長、参事官を囲む	2
書記官の将来像——検察官の立場から	13
〔書協実務研究室コーナー〕	
寄与分を定める調停事件における調停条項作成上の留意事項	遠藤喜八郎 28
〔実務研究〕	
供述調書作成の技術	山本正名 33
行政訴訟における執行停止手続メモ	河端幸弘 65
拘束命令と制裁裁判に関する書記官実務	木村兵吾 79
いくつかの実例による、戸籍先例の見方、調べ方、考え方について	野村健 99
〔講演〕	
保全処分について	北山元章 106
訴因と公訴事実に関する最近の裁判例の動向	田中亮 124
〔本部と支部との交流会だより〕	
名古屋／大阪／福岡／東京／広島／高松	137
<hr/>	
本部だより	27
国際交流だより	146
実務研究室相談コーナー	32
〈俳句〉かすみ俳句会	87
〈隨想〉遺産分割事件に思うこと	伊佐博憲 135
支部役員名簿	26, 105, 136, 145
〈編集手帖カット文字〉の解説	小林保佳 104
原稿募集	78
書評	山崎学 133
☆ 判例要旨紹介 民事一最高裁判所判例要旨（昭和62年12月～63年2月）	149
下級裁判所判例要旨（昭和59年4月26日～8月21日）	150
刑事一最高裁判所判例要旨（昭和62年12月～63年1月）	152
下級裁判所判例要旨（昭和60年4月17日～6月26日）	153
家事一最高裁判所判例要旨（昭和62年3月～10月）	157
下級裁判所判例要旨（昭和62年1月12日～10月29日）	158

《巻頭言カット》……後藤三男（元千葉地裁）
《編集手帖カット》……小林保佳（元長野地裁）

昭和63年5月13日
とき
ところ
半蔵門会館

各課長、参事官を囲む

テーマ

一 職員の給与上の諸問題について

1 本年度の級別定数、特に書記官の格付けについて

2 そのほか給与に関する問題について

1 昭和六二年度における退職者数とその補充の実情及び今後の状況について

2 本年度の任用上で特に考慮された問題、そのほか任用政策の問題について

3 書記官の養成、研修体系の現状と将来について

4 定年後の問題について

1 裁判所適正配置に伴う事務処理態勢及び組織、制度上の問題について

2 この問題に関する今後の予定について

2 その他組織、制度上の問題について

1 OA機器導入の現状と今後の展望について

2 試験進行管理について

3 そのほか書記官事務の合理化、省力化について

4 一般職員の在外研究の実情とその活用状況、今後の見通しについて

5 総務局三課の今後の作業計画について

1 書記官用マニュアルの作成について

2 そのほか書記官事務に関する指針、会員等現在計画中のものについて

6 全国書協の活動に対する意見等について

鈴木総務部長 さて、全国書協は、現在七〇〇〇名

総務局、人事局の各課長、参事官を囲むを超える会員を擁し、会則にあります

む座談会を始めたいと思います。初め

に、斎藤会長から御挨拶をお願いいた

します。

斎藤会長 総務局、人事局の各課長、

参事官には、日頃、書記官の執務ある

いは処遇等に関しまして、格段の御配

慮、御尽力を賜り、深く感謝いたして

いるところですが、本日はまた、御多忙にもかかわらず、この座談会に御出席いただき、厚く御礼申し上げる次第でございます。

さて。

時あたかも、書記官の大量退職の真只中になります。また、制度的な問題として、会の維持発展を図つており、その運用面におきましては、会員の意見に耳を傾け、会員の関心が窓辺にあるかを知ることに努めておるところであります。そのような意図で、各高裁単位に支部交流会を持っておりますが、それを通じて感じましたことは、この

A機器の導入が一步進んだ形がとられました。これらの事象を通じて書記官層が今後の書記官の人事政策に、あるいは書記官の執務のあり方、ひいては

書記官制度に重大な関心を寄せていることは御理解いただけることと存じま

す。

1 昭和六二年度における退職者数

とその補充の実情、いわゆる大量退職が終わった後の見通し、本年度の職員任用に当たって特に考慮された事情、あるいは任用政策

ことと思いますが、書記官養成、研修の現状と今後の計画、特に研修体系に変更を考えておられるか

4 書記官の定年後の問題について、いわゆる再任用の現状、今後の見通し、企画官の活動を含め再就職の現状はどうか、あるいはその見通しについて、それをお聞きしたいと存

じます。

1 昭和六二年度における退職者数とその補充の実情及び今後の状況について



(山崎任用課長)

の任用数は、有資格事務官を含めた書記官の退職者の補充として、再任用者

を含め約700人であります。

今後の見通しについては、書記官有資格者の退職数が、定年退職、再任用以外の不確定要素があつて正確な予測が難しいのですが、勤続退職、自己都合退職あるいは死亡といったもの

の推定数を考慮した現時点の予測では、昭和六五会計年度までは700を

超える退職者数で推移し、昭和六六会計年度からそれが毎年100人程度減りまして、昭和六九会計年度には20

○人台に落ちるものと考えています。

したがつて、書記官の補充は、昭和六六年までは大枠で本年と同程度の数の補充が必要であろうと考えられ、その場合、収容能力から書研での養成数は

今後とも二二〇人程度で推移せざるを得ない状況があるので、その余は毎年再任用及びCPで補充する必要がある

うかと考えています。

昭和六七年以降につきましては、補充必要数の減少に合わせ、CPからの補充が必然的に減ることになります。

うが、少量退職期における書記官の補充ということについては、書研の養成の在り方、理免を含めCP試験制度の在り方、再任用制度の在り方など関連して考えるべき問題が多く、慎重な

2 本年度の任用上で特に考慮された問題、そのほか任用政策の問題について

ここ数年間の裁判所職員の任用面での最大の課題は、大量に退職していく書記官を始めとする職員の後任者をどう補充していくかということであつたわけですが、この問題について

は、一応人員数の面で現有勢力を維持していくための方策が整い、実施に移されました。至つてあります。

しかし、これに代わって、大きな課題となってきたのが、昨年も御説明しました幹部職員の後継者養成の問題であります。

下級裁の主任書記官及び課長補佐以下、幹部職員の年齢構成を見ますと、五五歳以上の者が多數おり、これらの幹部職員が今後一気に退職していく状況にあるわけです。ところが、一方で、これら幹部職員の後任補充の給源である昭和一〇年代生まれの層が極端に薄いという職員構成になつていて、これらいかに有能な若手を登用し幹部として育て上げておけるかが、今後組織を円滑に維持していくかといふ、いわば組織の存亡にも関わる大きな問題となつてゐるわけです。この点については、昨年の座談会でも、若手抜きの必要性を中心と詳しく述べま

したし、本年の任用に当たっては、更に下級裁に積極的な若手登用の施策の実施をお願いしているところです。また併せて昇進スピードが急激に加速されることからくる問題点、高裁間の職員構成の違いからくる処遇の不均衡のおそれといった問題点の指摘もした

わけですが、後者の関係では、高裁間の処遇のアンバランスを是正するため、この四月の異動で若干ではあります。が、高裁を越えて課長補佐ボストへの登用を図った異動も行われています。

下級裁においても、きめ細かな配慮をしつつ、資質、能力の優れた者を嚴選の上、積極的に若手の登用を図つてもらいたいと思うわけです。

3 書記官の養成、研修体系の現状と将来について

書記官の早期養成の研修としては、書記官基礎研修と書記官担当職務別基礎研修があります。書記官基礎研修は、昭和五〇年度から書記官任用試験(CP)合格者のうち理論試験格者を対象として毎年実施されている研修で、内容は、民事、刑事、家事、少年の書記官が担当する全分野にわたり書記官職務を遂行するについて必要とされる基礎的知識・技術の付与を目的として、

公判調書、弁論調書、執行文の作成、

家事実務、少年実務等の実務科目を中心に行われるものです。昭和五九年度以降は、研修人員が飛躍的に増加したため、年二回実施してきております。書記官担当職務別基礎研修は、CP合規者のうち理論試験免除者を対象に昭和六二年度から全国を三ブロックに分け、各ブロックごとに実施室を定め高教委嘱研修として実施しています。その内容は、民事コース、刑事コース、家事コースとコースを分け、現に担当する職務に関するコースに参加する研修で、法廷実習等に重点を置いた内容のものであり、昭和六三年度は約八〇人が東京、名古屋、広島各高裁で実施される研修に参加することになります。

これらの研修は、今後も従来どおり実施する予定ですが、書記官基礎研修につきましては、書研の収容能力から考えて、今後更にCP理論試験合格者数が増えることにもなれば、何らかの方策を検討していく必要があると思われます。

4 定年後の問題について

大林委事官 本年四月の再任用状況について説明しますと、三月三一日限り定年退職した書記官有資格者のうち書記官として再任用を希望した者は約九〇人でありましたが、このうち再任



(大林委事官)

法をどうするかといった、いわば、書記官養成制度の在り方とも深く関わる大きな問題でもありますので、その本來の制度の趣旨も踏まえた上で総合的な検討が必要であると考えています。

次に企画官の活動を含めた退職者の再就職の問題ですが、まず、新たな企画官の設置について申し上げますと、本年四月には高松高裁の人事課にも企画官のポストが設置され、これで全高裁の人事課に退職管理の事務を扱う企画官の設置をみたことになります。

企画官は、これまでも御説明しているとおり、職員の退職管理に関する各種資料の収集、再就職先の開拓、斡旋、退職金や退職年金に関する相談事務等の職務を行っていますが、この一年間の再就職先の斡旋とすることで実績を述べますと、法律事務所、公証人役場、司法書士事務所、大学、金融機関その他の民間会社等の進路の開拓に成功し斡旋を行っています。しかし、中には勤務条件が合わず辞退されたり希望者がいかなかつたりということもかなりあるようです。

1 裁判所適正配置に伴う事務処理態勢及びこの問題に関する今後の予定について

竹崎第一課長 指標までご承知の通り、本年五月一日をもって一〇二院を今後も引き続き行っていくべきなのがという問題は、書記官の補充方については、定年退職者の減少に伴いまして、再任用希望者の絶対数の減少ということも予想されますが、更に少量退職期に入りますと、書記官の欠員が少なくなることから、再任用による書記官の補充を今後も引き続き行っていくべきなのがという問題は、書記官の補充方については、定年退職者の減少に伴いまして、再任用希望者の絶対数の減少というこ

となっています。また、各年度ごとに選任される司法委員及び参与員について、昭和六三年度に選任された裁判官を除く元裁判所職員の数をみると、司法委員、参与員いずれも約五六〇人となっています。

三 組織、制度上の問題について

畔柳企画調査部長 ありがとうございました。では、つぎのテーマに移らせていただきます。

これは、昨年度もお聞きした問題ですが、本年五月一日をもって、いわゆる簡裁の統廃合が実施されましたので、裁判所適正配置の事務実施に当たって問題とされた事情、その実施の実情今後の予定等について述べますと、法律事務所、公証人役場、司法書士事務所、大学、金融機関その他の民間会社等の進路の開拓に成功し斡旋を行っています。しかし、中には勤務条件が合わず辞退されたり希望者がいかなかつたりということもかなりあるようです。

なお、裁判官を除く元裁判所職員の新任調停委員の任命状況については、昭和五七、五八年度合計で約二〇〇人、昭和五九、六〇年度合計で約四三〇人、昭和六一、六二年度合計で約五五〇人

この実施にあたり、裁判、司法行政



(竹崎第一課長)

の両面で多くの事務があったわけですが、それぞれの序で非常に手際良く処理され、現在までのところ、円滑に実施されているようです。

この統合の結果、人員面では、簡裁

判事一名、書記官、事務官、廷吏等

総計二八〇名が他の裁判所に勤務する

ことになりました。そこで、四月一日

から、簡裁八序について簡裁判事の當

駐化を図り、また、一般職二八〇名に

ついては、五月一日から、うち二〇〇

名については、受入序である簡裁及び

受入序ではないが事務の比較的多忙で

ある簡裁に配置し、残り八〇名を事件

の忙しい状況にある地裁等に配置する

という措置をとりました。

この人員の配置は、必ずしも水統的

なものではなく、ある意味では暫定的

な配置であり、今後、簡裁の事務処理

のあり方について、ある程度長期的な

時間をかけて検討を行い、あるべき姿

に持つて行きたいと考えております。

いずれにいたしましても、こういう

措置をとることにより、ある程度の人

的充実を計ることができたと思ってお

ります。ところで、重要なのは、簡裁の事務の中身の充実についての問題で

す。この作業を進めていく過程で、弁護士会、あるいは他の関係者等か

ら簡裁の受付事務の充実を図るべきであるという指摘がありました。特に簡裁における口頭受理の活用、窓口の対応の充実等がかなり強く要望されました。

私どもとしても、簡裁の統合によつて、国民との接点は数の上では減ったのですが、それだけに、機能面では、受付の充実が必要であると考えております。

しかし、純粹な口頭受理は、人的な

態勢の問題だけでなく、いろいろな理

由から限りがあると考えられます。し

たがって裁判所としては、準口頭受理

をできる限り充実するという方向で、

受付事務の充実を計つていくことが重

要であるうと思ひます。そういう観点

から、このたび、民事局、家庭局で、

簡裁、家裁の手続きを分りやすく解説

したりリーフレットや、素人の方が自分

で訴状なり、調停の申立書なりを作成

できるよう、斬新なアイデアを取り

入れたいいろいろな申立書の書式を用意

されました。この書式については、先

日、弁護士会、司法書士会等にも説明

したわけございますが、特に弁護士会等からは、裁判所としては、今まで

例のない斬新なアイデアがもり込まれ

ているという高い評価を受けました。この書式については、今後もいろいろ

お見ながら内容を改定するなり、

護士会、あるいは他の関係者等か

ら簡裁の受付事務の充実を図るべきであるという指摘がありました。特に簡裁における口頭受理の活用、窓口の対応の充実等がかなり強く要望されました。

私どもとしても、簡裁の統合によつて、国民との接点は数の上では減ったのですが、それだけに、機能面では、受付の充実が必要であると考えております。

しかし、純粹な口頭受理は、人的な

態勢の問題だけでなく、いろいろな理

由から限りがあると考えられます。し

たがって裁判所としては、準口頭受理

をできる限り充実するという方向で、

受付事務の充実を計つていくことが重

要であるうと思ひます。そういう観点

から、このたび、民事局、家庭局で、

簡裁、家裁の手続きを分りやすく解説

したりリーフレットや、素人の方が自分

で訴状なり、調停の申立書なりを作成

できるよう、斬新なアイデアを取り

入れたいいろいろな申立書の書式を用意

されました。この書式については、先

日、弁護士会、司法書士会等にも説明

したわけございますが、特に弁護士会

等からは、裁判所としては、今まで

前の序書についても、改修等の機会を

とらえて、そういう工夫をして、ただ

きたいということをお話しております。

また、経理局の努力により、昭和六

二年度の予算で、全国の簡裁に、当事者と裁判所の受付担当職員が、対座して

十分に活用していただきたいと考えて

おります。

また、同時に指摘されたのは、受付

相談を充実してもらえないかといふこ

とです。もともと、この中には、裁判

所で行なえる限界での受付相談の限界

を越えたとありますか、その辺を必ず

しも正確に理解されないで、法律相談

の意味での機能を充実して欲しいとい

う意見も含まれています。裁判所とし

ては、あくまで手続教示の限界を越え

る訳には行きませんが、その範囲内で

は、できる限りのことはやって行く必

要があるうといふように考えておりま

す。この受付相談を円滑に行つていく

うえでも、先程申し上げた、リーフレッ

トなり書式なりを、十分活用して

いたいことが必要かと思ひます。

この他にも、今後相当期間をかけて

簡裁の充実を図つていかなければなら

ないと思っております。調停の充実、

司法委員の活用、簡裁の特則の活用と

いたった諸点を民事局の方でも検討課題

として、考えていただいているよう

であります。

そういう検討の一つの基盤として昨年、各本店所在地で簡裁の民事実務に関する研究会が設置された訳であります。このような研究会を通じてそれぞれの店の実情に応じて、これらの問題について検討を進めて頂くことが必要であると考えております。

最後に、出張事件処理の問題があります。今回の統合店のうち、約半数余の六〇店舗で定期または不定期に出張して事件処理を行う、あるいは受付相談を行うことになっております。取り扱う内容は民事調停、家裁の出張所があつた所については、家事の調停及び家裁の審判手続の一部、それから民・家両分野での受付相談ということになっております。

これまで、それに必要な種々の事項について地元との折衝をいただいておりますが、実際にこれを行っていくうえでは、いろいろな問題があるだろうと思ひます。内部における事務分配の問題もその一つであり、事件の選別の問題も大きな問題だらうと思ひます。また、外部との関係でも、使用する場所がふさわしいかどうか、地元自治体の十分な協力を得られるかどうか、そういういろいろな問題があるかと思ひます。これらは全て、これから運用の中で解決していただきねばならないことと思つております。ただ、地元

年、各本店所在地で簡裁の民事実務に関する研究会が設置された訳であります。このよろうな研究会を通じてそれぞれの店の実情に応じて、これらの問題について検討を進めて頂くことが必要であると考えております。

次に、裁判所職員の執務態勢に関するものとして、いわゆる土曜閉店の問題があります。新聞等でも御承知の通り、現在この問題は総務庁を中心として事件処理を行なう、あるいは受付相談を行うことになつております。取り扱う内容は民事調停、家裁の出張所があつた所については、家事の調停及び家裁の審判手続の一部、それから民・家両分野での受付相談ということになつております。

総務庁では、私どもが今得ている情報では、国の行政機関を対象とした立法を考へておられるようであり、もしそうだとしますと、裁判所が土曜閉店を行なうためには、独自の立法を考へていかなければならぬのではないかと思つております。

二番目に、仮に裁判所が閉店するといたしましても、仕事の性質上、完全に業務を行わないということはできないわけであり、一定の要急事務は、処理する態勢を整えておかなければならぬと思われます。どのような事務がこれに當るか、令状とか、保全とかが考えられるところで、現在その事務の範囲について、検討を行つておるところです。また、その事務を処理するとして、どのような事務処理態勢をとる

四 書記官事務について

畔柳企画調査部長 ありがとうございます。いました。では、つぎのテーマに移らせていただきます。このテーマにつき

ます、OA機器導入の問題についてですが、本年春、相当量のOA機器が各店に配付されました。従前のOA裁判所について考へておかなければならぬのは、裁判所が取り扱う事務について、申立等に一定の期間が限られているという点です。総務庁の方でも、閉店に伴い行政機関等に対する届出その他については、期間計算の繰り延べ規定を置くといつても検討しているようですが、裁判所でも、仮に閉店日に一定の要急事務を処理するとしても、何らかの期間延伸といいますか、

1 OA機器導入の現状と今後の展望について

秋山第二、三課長 本年の三月、六

月には、独自の立法を考へていかなければならぬのではないかと思つております。

二番目に、仮に裁判所が閉店するといたしましても、仕事の性質上、完全に業務を行わないということはできないわけであり、一定の要急事務は、処理する態勢を整えておかなければならぬと思われます。どのような事務がこれに當るか、令状とか、保全とかが考えられるところで、現在その事務の範囲について、検討を行つておるところです。また、その事務を処理するとして、どのような事務処理態勢をとる

二年度の補正予算に基づき、御承知のとおりワープロ、パソコンを相当台数配布したわけですが、これは、裁判官、書記官等を始めとする職員の私物OA



(秋山第二、三課長)

9 金 敦 廉

機器の持ち込み台数が増加し、裁判所におけるこの種機器の利用希望がかなり高まっているといえる状況にあり、こと、六一年夏から続けてきた書記官室におけるワープロ実験を通じ、担当者約六〇名のほとんどの方が約二一三ヶ月で「ライントッチ」をマスターし、一分間に五〇字程度の打鍵速度に達したこと、これに伴い、手書きに比し平均して約三割程度効率的に調査書成が可能となるとの結果を得たこと、また、担当者の多くは、ワープロを利するようになって以降、事務に余裕を感じるようになり、その余力を記録読み、裁判官との打合わせ、当事者等への事務連絡に当てることができたとの感想を抱いていることなどの実験結果を得たこと等の状況にあつたことから、OA機器の効率的活用方法、これに伴う執務の在り方については今後引き続き検討を加えることとし、とりあえず実行に踏み切ったわけです。この補正予算で配布したワープロ等が、どのような利用形態で、どのような文書作成等に利用されるのか、導入後問もなき現時点では、必ずしも明確ではありませんが、これまでの私物ワープロの利用状況などからして、できる限り集約的利用を図ることが望ましいと考えられたことから、同一部の裁判官室と書記官室とを組合せた形でのワープロ

口の函箋と機器の統一としたことがありました。また、今回の配布は、予算上の制約もあり、その台数は限られたものでしたので、より効率的利用に活用してもらおうという観点から、ワープロ活用マニフェストを作成し、利用者の用に供したわけです。

今後のOA機器の配布の見通しについてですが、一般論としては、事件処理等の向からみた裁判部の事務負担の増加、既配布機器の利用状況、各庁の希望等を把握する一方、前述した効率的利用方法、執務の在り方、余力の活用策等について並行して検討し、追加的な導入の規模内容とその時期を決定していくことになります。特に、舊記官における調査作成のためのワープロ利用に当たっては、前述のワープロ実験においても、ワープロの編集機能を活用すれば、要領調査作成のための推進が容易にできるとの意見が述べられる一方、効率的な文書作成の故に、調査が不必要に逐語化するおそれがあるとの指摘もあったので、この辺については裁判官へのお願いも含めて、今後その対策について十分に検討を要するものと考えております。

なお、将来のOA化の在り方について若干教えんしますと、これまでのOA化は、導入初期にあつたことから、単体利用を中心にしてきましたが、

OA化を実験的に從来の事務の見直しありで実現するためには、事務処理の流れをトータルなものとしてとらえ、可能な限り全体的なOA化を図るといったシステム開発にも目を向けていく必要があると考えております。

畔鶴企画調査部長 全国裁判所書記官協議会では、昨年度に引き続き書記官制度研究として、民事通常事件の進行管理と家事事件のうち遺産分割事件の進行管理についての研究を各高裁地区書記官制度研究会に委嘱して研究中ですが、この研究についてのお考えをお聞かせいただきたいと存します。

2 訴訟進行管理について

秋山第二、三課長 曹記官の大畠退職が現在ピークにあることは御承知のとおりですが、他面、事件の処理状況、特に地裁の民事事件についてみると、事件数は微減傾向にあり、審理期間も、全体として短縮化に向かう傾向にあるとはいっても、民事事件全体につき一二月余、対席判決についていうと二〇月弱、特殊損害賠償事件については四一月強といった状況にあり、係属後三年を超える事件も常時相当数あるといった状況です。社会のテンポが一段と加速度を増している今日、今述べた裁判の現状が社会のニーズに応えているかとい

2 訴訟進行管理について

う点についてでは、しほしは国會等においても指摘されておりますが、対外的な批判を待つまでもなく、我々裁判所の職員は、今一度基本に立ち戻って考え直す必要があると思います。

執行、破産事件、簡裁の民事事件が急増する一方、大量退職期を迎えていたる昨今、この種事件の合理的事務処理及び過誤防止策に重点をおいた施策を講じてきたわけですが、事件動向も落ち着きを示し始め、やがて少量退職期に入る新しい将来に目を向けたとき、やはり裁判の主要部分を占める訴訟事件の在り方について、国民のニーズと調和した解決の在り方に關し、真剣な検討をするべき時期にきていると思うわけです。審議が現在主要テーマとして検討されている訴訟進行管理の問題についても、今述べた觀点から事の本質をとらえていただきたいと考えております。

これまでにも、効率的な訴訟運営について何度も、未だに抜本的な解決が図られていないこと自体が、この問題の困難さを物語っている面がありますが、幸いなことに、最近、弁護士会の中にも、同様の観点に立った検討がされ問題提起がされつつある状況も生じております。最高裁としても、六〇年に民事局が成刷官の協議会においてこのテーマ

を取り上げ、東京・大阪地裁の工法例を各庁に紹介し、その後司法研究が行われ、間もなくその報告書が刊行されるところです。また、東京地裁においても、序全體として効率的な訴訟運営の在り方について検討するとの気運が生じているとも聞いております。

想されるところです。効率的訴訟運営が定着するまでのしばらくの間は、そのための余力をいかにして生み出すかについても、人の配置の見直しとともに、従来の事務の見直しと効率化を図るなどの具体策を考えていかなければなりません。

いいはずではなく、非合理的な事務処理方法の改善及び不必要的事務の見直しは当然行つていなくてはなりません。そのためには、その企画力を適切迅速処理のために必要な事務用紙に充てていくという姿勢が重要であると思ひます。

おいては、更に地裁通常部にも配布を拡大し、事務の効率化を図っていきた
いと考えています。

さらに、同様の趣旨で、大量の文書作成事務の効率化を図るために、高・地・
家裁の本庁に約九〇台のデジタル印刷機を配布しています。今後、支部も含

ところで、今後、証明事件の効率的運営という問題を具体的に検討していくに当たっては、従来の検討において指摘された訴状への重要な間接接実の記載の励行であるとか専門事項書の充実、集中説明調べといった命題を抽象

いずれにせよ、一朝一夕に結論の
される問題ではありませんが、司法が
層国民の信赖を得、期待に応えてい
といった大きな観点に立ち、多角的
検討していくべき重要な問題だと考
えています。

となつて、昨年二月から都内の三箇営業所において始められた銀音書体利用実験によれば、銀音書体の利用によって証人調書等の作成を省略した率は、金錢事件で九三%強、非金錢事件で六五%、全体で八八%といった結果となつています。

め、配布の拡大を考えたいと思います。

的に行なうべきであると思
います。検討の出発点としては、まず、訴訟手続の現状を統計面と面面の提出
状況その内容等実態面から、受付から
終局に至るまでの各手続ごとに所要日
時等を把握する必要があり、この現状
把握を分析の上、どの手続をどのよう
に改善したならばどの程度の迅速処理
が可能であり、集中審理による充実が
図れるかを実証的に検討する必要があ
ると考えます。

専務においても、このような点に
解を示され、建設的な提言をされる
う希望いたします。

畔柳企画調査部長 事務の効率化
合理化を計らなければならぬこと
当然のことですが、OA機器の活用
書記官による訴訟進行管理を実施す
上にも、さらに、忠記官事務の合理化
省力化を計らなければならぬものと
思いますが、それについてのお考え、
具体的な御計画がありまししたらお聞
せください。

す。今後、より広範にデータを収集するという目的で、全国の約六〇府の簡裁で同様の実験を行はず定と聞いております。また、将来的には地裁の事件についてもその活用が困難ないか、制度的な手当として、適用の定着化を図っていく必要はないか等について検討していくべきものと考えてします。また、能率器具の配布についてですが、総務局において昨年バーフォーマンサー（印影機）を全国の地裁、簡裁に約三六〇台配布し、発送文書量の多い執

実現までの難易の程度は異なりますが、一步一歩検討を進めてまいりたいと考えています。

畔柳企画調査部長 ありがとうございました。

一般職員の在外研究員も相当数を数え、その研究の成果も上がっているものと思われますが、その実情については必ずしも一般に明らかにされていないと思われませんので、その事情、活用状況と今後の見通しについてお話しいただきたいと存じます。

3 そのほか書記官事務の合理化 省力化について

事件は、怪事件について利用してもらっています。バーフォーラーの対

4 一般職員の在外研究の実情と その活用状況、今後の見通し

秋山第二、三課長 前述したように

事事件関係文書のうち訴訟記録等に編

ついて

4 一般職員の在外研究の実情と その活用状況、今後の見通しに

らっています。パートナーリーターの対象となる文書は、当面民事、行政、家

4 一般職員の在外研究の実情と その活用状況、今後の見通しに

事前準備、訴訟手続の段階ごとの当事者への事務連絡等種々の面で書記官がこれまで以上に関与していくことが予

秋山第二、三課長 前述したように裁判所を取り巻く環境が厳しい中、従来の慣行的事務処理にあぐらをかいて

事事件関係文書のうち訴訟記録等に継続する原本を除くすべての文書（登記、登録権利譲り受け登記等）を含む。ですので、本年度二

竹崎第一課長 一般職員の在外研究
は、自己宮、周庄宮等と諸ト同の批判
ついて

所等に派遣して、その裁判運営の実際等を現実に見聞し、語学力の涵養はもとよりのこと、外国の文化をできるだけ吸収していただきたいということとで、昭和五七年から実施されたものであります。当初は一名でしたが、翌年からは毎年二名の研究員を派遣しております。派遣先国は、アメリカ、フランス及びドイツの三国で、現在七年目を迎えるわけですが、現在派遣中の昭和六二年度の研究員を含めて合計一一名、そのうち書記官が八名ということになつております。

在外研究については、その研究成果が伝わって来ないとのことであります。が、私どもとしては、前述のようなこの研究の趣旨からして、研究員に特定のテーマを持っていただき、報告書なり研究結果なりをまとめて、いたくといふことは、必ずしも期待しているわけではないわけです。

ただ、これらの研究の成果の一部は、総務局の制度調査室で出している「外国司法事情」の中で、例えばOAの特集を組むとか、外国の裁判制度を組織的に紹介するとかする際に、活用させていたいております。

私ども、裁判官を含めた在外研究は、できるだけ幅広い視点で、法律実務を中心とした外国の文化を見て、いたく、仮に一つのことを研究するにして

も、それはその一つのことを基礎として、その国の実情なり裁判制度をよりよく理解するための糸口にすぎないと思つております。今後も、そういう方向で、この制度を運用していきたいと考えているわけです。したがつて、その成果も、長期間をかけて裁判所に還元していただければ結構ではないかと考えているということです。

山崎任用課長 堀国後の任用という

ことについて若干触れますと、在外研

究員であるからといって、特別の任用

方針を立てて臨んでいるというわけ

はありませんが、今まで六人の人に外

国の司法制度や留学生に関する事務を

扱う総務局制度調査室で仕事を担当し

てもらっております。そこでは直接的な意

味で在外研究の知識、経験を活かして

もらっております。

もつとも、在外研究は、直接的に目

に見える形での活用ということを目的

としているわけではないので、視野の

広いバランス感覚を身につけ研さんを

積んだ研究員に種々のポストについて

国司法事情」の中で、例えはOAの特

集を組むとか、外国の裁判制度を組織

的に紹介するとかする際に、活用させ

ていたいております。

それが裁判所にとって大きな成果であると思うわけで、少し長い目で成果を見守りたいと思っています。

く、仮に一つのことを研究するにして

五 総務局三課の今後の作業計画について

1 書記官用マニュアルの作成について

小仁所參事官 総務局関係では、既

畔柳企画調査部長 ありがとうございました。では、つきのテーマに移らせていただきます。

先程も申し上げましたとおり、いわゆる職員の大量交替期にあって、ベテラン書記官が陸続と退職し、書記官のレベル維持、ノウハウの引き継ぎは重大な問題となつておりますし、それ以上に事務の効率化を計らなければならぬわけですが、それについては手引書が最も有効と思われます。既に刑事書記官事務、民事書記官事務の各手引きが発刊されておりますが、なお、書記官層には、マニュアルの発刊を希望するもののが多うございまして、これについての予定、計画についてお聞かせいただきたくお願いいたします。



(小仁所參事官)

刊のものとして刑事書記官事務の手

引、民事書記官事務の手引（訴訟手続）

があり、現在民事局で民事書記官事務

の手引（執行手続）（不動産編）（上）を

準備中で間もなく発刊に及ぶと聞いて

おります。今後もこれに続くものを順

次刊行するよう努めていますが、これ

らがすべて完了するまでにはなお年月

を要します。これら既刊の手引書は、

書記官事務について標準的な事務の流

れと要点を、初心者を念頭において作

成したものであり、裁判官の指示を受

けるというところや各府の運用による

ところがあります。全国書協の会報

など、各府の運用や手続の解説など

が掲載されておりますが、それが部分

的であつても、また特殊部門であつて

も執務上大いに参考になるものと考

えています。

くください。

2 そのほか書記官事務に関する

指針、会同等現在計画中のもの

について

さきに竹崎課長から裁判所の適正配

置について説明がありましたが、その

関係で総務局関係の会問については、

本年五月一日の実施にむけて、昨年秋、

各高裁判別に協議会が持たれました。こ

れは簡裁の人的、物的充実、簡裁の統

合された地域に対するアフターケアと

しての出張事件処理、受付事務の充実、

強化等については優先的課題として検

討する必要があるからです。この点は、

法案の審議の過程においても、今回の

改正が地方の切り捨てにならないよう

にとの観点から衆・参・法務委員会に

おいて「簡易裁判所及び家庭裁判所出

張所の統合された地域に対し、住民の

利便を考慮し、その事情に応じ、出張

して事件処理を行うなど適切な措置を

講ずること」というう付決議もなされ

ているところであります。

そして本年二月にたましま申した高

裁判所の協議結果を基に、五月一日の施

行に当たり早急に実行を迫られる出張

事件処理、受付事務の充実等を中心と

して、第3線で実施に当たる立場から

各府の個別の実情に則して円滑な運用

を確保するため、各地・家裁別の協議

会が開催されました。

このような経過もあって、総務局三課関係のものとしては、本年度は、五月一日施行後の運用を踏まえ、簡裁の適正配置実施後の事務処理態勢の整備、効率化に関するプロジェクト会問を検討しております。

六 全国書協の活動に対する意見等について

畔柳企画調査部長 ありがとうございます

いました。最後にわかれわれ全国裁判所書記官協議会で発刊しております会報の記事は、書記官事務に、書記官の地位向上に大いに寄与しているのと自負しているところですが、本年一月発刊の会報二〇一号に、「全国裁判所書記官協議会創立二五周年記念行事として開催された懸賞論文の選出作を掲載しました。それについてを含め、これまでに発刊した会報の記事、あるいは論文についての御意見、御批評をいただけ

たるありがとうございました」と存じます。

小仁所參事官 二〇一号の懸賞論文集を拝見しましたが、何れも腰を落着けてじっくりと取り掛かっているだけではありません。活字になりますが、力作が目につきます。活字になりますが、

一人歩きますから執筆者もそのことを念頭においていると思いますが、

時機をみてこのような特集を行なうこと

は、その内容からいって全国書協、書記官について一層認識が深まるものと期待しております。会長のはしがきに

もありますように、その内容は、OA化に関するもの、書記官事務の中で更に精緻と工夫を要するもの、効率化を図るべき施策、特殊部の書記官事務、訴訟手続における書記官の役割と展望、特殊手続の研究、過誤防止の観点から実務処理等多彩であります。

それぞれが豊富な提案の域にとどまらず、現在行なっているところを分析し、その上に立つて実務的観点から今後行うべきものと論じていることが、いわゆる地に足がついたものとして説得力があると申せましょ。

畔柳企画調査部長 どうもありがとうございます。このまま終わりました。これで予定のテーマは全部終わりました。本日は御多忙の中のところ長時間にわたり貴重なお話をいたたきました。ありがとうございました。

鈴木総務部長 それでは、これをもちまして、本日の座談会を終了させていただきます。